

一般社団法人北海道養豚生産者協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道養豚生産者協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、札幌市中央区に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、北海道の養豚生産者が自ら組織した団体として、北海道内の農畜産業に關係する機関や団体と連携しつつ、自主的な生産活動の推進を通じ、養豚生産から北海道産豚肉の消費に至るまでの各種活動の促進により、養豚生産基盤の拡充強化、養豚経営の安定と振興を図るとともに、養豚業の社会的な地位の向上と国民の健康な食生活の維持・向上に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 養豚経営の生産力の向上と安定に関する事業
- (2) 養豚生産に関する情報の収集・提供に関する事業
- (3) 豚疾病の予防・蔓延防止・撲滅に関する事業
- (4) 北海道の養豚生産振興に関する事業
- (5) 後継者等養豚生産の担い手育成に関する事業
- (6) 北海道産豚肉の消費拡大に関する事業
- (7) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び賛助会員

(社員)

第6条 社員は、北海道内において養豚業を営む者又は養豚に関する者で組織する地域団体で、この法人に基金を拠出する者又は団体とする。

2 前項の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入社)

第7条 この法人成立後、社員となるには、社員総会の特別決議による承認を得なければならない。

(退社)

第8条 社員は、次の理由の一つに該当したときは、退社するものとする。

- (1) 本人の申出
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

2 社員が退社するには、6ヶ月前までに書面で申し出るものとする。

3 社員が第1項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に関する社員としての権利を失い、義務を免れる。社員については、一般法人法の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

4 この法人は、社員が、その資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、会員になるものとする。

2 賛助会員は、社員総会の定めた会費を納めなければならない。

3 この法人の賛助会員となるには、理事会の承認を得なければならない。

4 賛助会員は、次の理由の一つに該当したときは、退会するものとする。

(1)本人の申出

(2)死亡又は解散

(3)除名

5 賛助会員が、その資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

6 賛助会員の除名は、理事会で理事の3分の2以上の賛成を得て決定する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第10条 この法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に定期総会を開催しなければならない。

2 社員総会は、必要があるときは、いつでも、招集することができる。

(総会招集の請求)

第11条 総社員の議決権の10分の1以上の社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を求めることができる。

(総会招集の通知)

第12条 社員総会は、会長が、総会の目的である事項を示して、招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、総会の日の2週間前までに、各社員に対し、その通知を発しなければならない。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。ただし、各地域団体の社員にあっては、各2個の議決権を有する。

(総会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)予算及び決算に関する事項

(2)定款の変更に関する事項

(3)役員の選任・解任に関する事項

(4)社員の入会・除名に関する事項

(5)法令で、総会に付議すべきとされている事項

(6)定款で、総会に付議すべきとされている事項

(7)総会において、審議することを決議されている事項

(8)理事会で、総会に付議すべきとされた事項

(総会の議長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決する。

(議決権の代理行使)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項(内容が明示されたものに限る。)について、代理人によりその議決権を行使することができる。

2 前項の代理人に議決権を行使させようとするときは、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を、事前に法人に提出しなければならない。なお、代理人は、当該社員に限るものとする。

3 前項の代理人が行使した議決権は、出席した社員の議決権に算入するものとする。

(書面による議決権の行使)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項(内容が明示されたものに限る。)について、書面によりその議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、議決権行使書を事前に法人に提出しなければならない。

2 前項の議決権行使書により行使した議決権は、出席した社員の議決権に算入するものとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれに記名押印するものとする。

(社員総会の決議の省略)

第20条 会長が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該案件に付き、社員の全員が書面による同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなすことができる。

第5章 役員等

(役員員数)

第21条 この法人には、次に掲げる役員を置く。それぞれのうち1名は学識経験者を充てることができる。

(1)理事:15名以内

(2)監事:3名

(役員の選任)

第22条 この法人の理事(学識経験者を除く。)は、各社員がそれぞれ1名を推薦した者の中から、社員総会において、総社員の議決権の過半数に当たる議決権を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数の決議によって選出する。

2 この法人の監事(学識経験者を除く。)は、社員の中から、社員総会において、総社員の議決権の過半数に当たる議決権を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数の決議によって選出する。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期満了の時までとする。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の監事の任期満了の時までとする。

(役付理事の選任及び職務)

第25条 次に掲げる役付理事は、理事会において、互選により選任する。

(1)会長:1人

(2)副会長:2人

2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

(役員の義務及び禁止事項)

第26条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、この法人のため、忠実にその職務を行わなければならない。

2 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

3 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、この法人の理事を兼ねることはできない。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。

3 顧問の任期は2年とし、再委嘱することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)役付理事の職務の執行の監督

(3)会長の選任及び解職

2 法令に定める法人の重要な業務執行に関することは、理事会の議決を経て、総会で決定する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の日の1週間前までに、招集通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 理事会は、全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会招集の請求)

第31条 理事は会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を求めることができる。

2 前項の請求の日から2週間以内に理事会の招集通知が発せられない場合は、当該理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数で決定する。可否同数のときは、議長が決する。

(理事会の決議事項)

第33条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1)事業計画に関する事項
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)規則・規程の制定及び改廃
- (4)会長から付託された事項
- (5)定款に定められている事項
- (6)その他、法人業務の執行に必要な事項

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の決議の省略)

第35条 会長は、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該案件に付き、理事全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該案件について異議を述べたときを除く。)は、当該案件を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすことができる。

第7章 監事会

(監事会の設置及び招集)

第36条 この法人に組織的・効率的な監査に資するため、監事会を置く。

2 監事会は、全ての監事をもって構成する。

3 監事会は、各監事が招集する。

(監事の権限及び職務)

第37条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる業務等を行うものとする。

- (1)法人の執行を監査すること。
- (2)法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3)法人に不正の行為若しくは当該行為の恐れがあると認めるときは、速やかに理事会に報告すること。
- (4)理事会に出席して、必要がある時は、意見を述べなければならない。
- (5)社員総会に提出する議案等を調査し、その調査結果を報告しなければならない。
- (6)必要がある時は、会長に対し理事会の招集を請求することができる。
- (7)前項の招集通知が発せられない場合、理事会を招集することができる。

第8章 委員会

(設置)

第38条 この法人の円滑な事業運営のため、理事会の議事を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置に関し、必要な事項は、理事会の議事を経て、会長が別に定める。

第9章 基金

(基金の拠出及び募集)

第39条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

2 この基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第10章 計算

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(経費)

第43条 この法人の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1)会費

(2)寄付金

(3)事業に伴う収入

(4)その他の収入

第11章 解散

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第13章 補則

(剰余金分配の禁止)

第47条 この法人は、社員、賛助会員又は第三者に対し、剰余金の分配を行わない。

(法令の準拠)

第48条 この定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令に従うものとする。

(規則等への委任)

第49条 この定款の施行に必要な規則又は規程は、理事会の議事を経て、会長が別に定めることができるものとする。

(注) この定款は、平成 17 年6月 28 日に施行され、令和3年6月 23 日に最終改正された現行定款である。